



受給希望者は9月30日(月)までに申請を

障害者特別年金の支給

障害者の生活の安定・向上の

ために、障害者特別年金を支給
します。新たに受給を希望する
人は、**9月30日(月)**までに申請を
してください。すでに障害者特
別年金を受給している人は、新
たに手続きをする必要はありま
せん。ただし、対象要件(①～⑤)
を満たさない場合、令和6年度
は支給対象外となります。

▼対象

次の①～⑤の全てに該当する人
①次のいずれかの手帳を所持し
ている

- 身体障害者手帳3級
 - 療育手帳B1またはB2
 - 精神障害者保健福祉手帳3級
 - ②令和6年10月1日時点で引き
続き1年以上町に居住してい
る
 - ③町民税非課税世帯である
 - ④生活保護受給世帯でない
 - ⑤次のいずれも受給していない
- 恩給法による増加恩給、傷病

年金

● 戦傷病者戦没者遺族等援護法
による障害年金

● 国民年金法による障害基礎年
金

● 町から支給される敬老年金

● 特別児童扶養手当

▼支給内容 年額1万円

※11月に支給します。

▼申請に必要なもの

● 対象要件①の手帳

● 通帳など(本人または保護者
の振込先が分かるもの)

▼申請方法

担当窓口にある申請書に記入
し、提出してください。

▼申請期限

9月30日(月)

▼申請・問い合わせ先

健康福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



まちな花

各種統計調査

統計調査員を募集

国ならびに県からの委託によ
り実施する各種統計調査に従事
する統計調査員を募集します。

▼職務内容

● 調査員事務打ち合わせ会(説
明会)への出席

● 担当調査区の範囲と調査対象
の確認

● 調査内容の説明、調査関係書
類の配布と記入の依頼

● 調査票の回収

● 調査票の検査・整理

● 調査関係書類の提出

▼令和6年度募集調査

農林業センサス(12月～3月)

▼時間

指定された期間内で、原則日中
の都合がつく時間

▼待遇

報酬を支給(県補助金の範囲内)

▼応募資格

調査活動に専念できる健康な人
で、調査員として工作上、不適当
と思われる職業または経歴を有

しない人(警察、選挙、税務事務
などに直接関係のない人)

▼申し込み方法

次の二次元バーコードを読み
取って電子申請で申し込み、
企画室にご連絡の上、申込書を
提出してください。



▲申し込みは
こちら

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)



まちな鳥

空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金のご案内



老朽化により倒壊などの恐れのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除去工事を補助します。

▼対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数 1戸

▼補助金額 除却工事費の5分

の4(上限50万円)

▼申請期限 11月29日(金)

※申請は開庁時間に限り、詳しくは町ホームページをご覧ください。

ください。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

危険なブロック塀はありませんか？

吉岡町ブロック塀等除却補助金



ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

▼補助金額

1m当たり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期限

12月27日(金)

※申請は開庁時間に限り、※予算がなくなり次第受け付けを終了します。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

▼補助対象となるブロック塀・工事
国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの
※詳しい対象条件についてはお問い合わせください。

台風の季節です！
情報の入手方法の確認を



よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

二次元バーコードを読み取って

URL t-yoshioka@sg-p.jp

へ空メールを送信してください。

登録はこちら



ほっとメールの配信内容を町公式LINEでも見られるようになりました。

友だち追加はこちら



テレビリモコン

[d] ボタン



テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。

また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



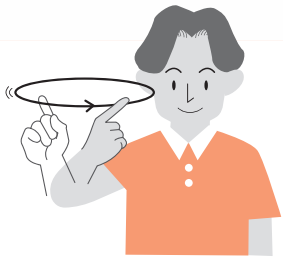
▲相談窓口一覧(県ホームページ)

問い合わせ先

健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

今月の手話

「台風」



顔の近くで右手人差し指を上に向け、クルクル回しながら体の前に持ってきます。
台風の目が動いている様子を表しています。

町では、毎月第2木曜日に行
政相談所を開設し、行政相談委
員が行政活動全般に関する苦情
や相談を受け付け、相談者への
助言や関係機関に対する改善の
申し入れなどを行っています。
相談は無料で、秘密は厳守しま
す。お気軽にご相談ください。
本町を担当している行政相談
委員は岸紀子さん(南下)、飯塚
京子さん(駒寄)です。



▲行政相談
マスコット
「キクーン」

定例相談所
▼期日 9月12日(木)
▼時間 午後1時30分～3時30分
▼場所 老人福祉センター
▼問い合わせ先
総務課 人事行政室
☎26・2240(直通)

9月1日(日)～10月31日(木)は行政相談月間

困ったら一人で悩まず相談を



月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

そのスタートボタン
海外事業者の
広告かも

登録完了
10万円



国内事業者のサイトの利用時に表示された「スタート」「OK」などのボタン表示をクリックし、クレジットカード情報などを入力したところ、意図せず海外事業者とのサブスクリプション契約(定額の継続契約)になっていたというトラブルがあります。

事 例

国内の大容量ファイル転送サービスの利用手続きをしたつもりが、知らない海外事業者から登録完了メールが届き、サブスクリプション契約をしてしまったことに気づいたので解約したい。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188
町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 「スタート」などが表示されていても、広告ではないか確認しましょう。枠の端に小さい「X」印などがあれば広告です。
- 登録完了メールが届いていないか確認しましょう。
- クレジットカードの請求をこまめに確認しましょう。
- 事業者への申し出の方法がよく分からない場合や不安に思った場合には、**すぐに消費生活センターなどに相談してください。**